

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月23日
【事業年度】	第43期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社クエスト
【英訳名】	Quest Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 和朗
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目12番3号
【電話番号】	(03) 3453-1181
【事務連絡者氏名】	常務取締役 長濱 隆
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目12番3号
【電話番号】	(03) 3453-1181
【事務連絡者氏名】	常務取締役 長濱 隆
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月22日に提出いたしました第43期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレートガバナンスの状況

第6 提出会社の株式事務の概要

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第4【提出会社の状況】

##### 6【コーポレートガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ～ (4) <略>

(訂正後)

(1) ～ (4) <略>

(5) 取締役の定数

当社の取締役は3名以上とする旨を定款に定めております。

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議については、累積投票によらない旨も定款に定めております。

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

① 自己株式の取得

当社は、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項に基づき、取締役会決議によって自己株式の取得を可能とする旨を定款に定めております。

② 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

欄外注記 記載なし

(訂正後)

(注) 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利及び定款に定める権利以外の権利を行使することはできません。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

以 上